

平成29年度飯豊町中小企業振興事業費補助金のご案内

1. 中小企業振興事業費補助金の目的

飯豊町内の企業が、経済において果たす役割は大きく、また、雇用の場として勤務する多くの人の暮らしを支えています。そういった企業の役割を重視し、現在の厳しい経済、雇用状況の中において、より健全な企業の発展をめざし、企業の雇用の拡大に向けた取り組みを助長するために、予算の範囲内で支援させていただきます。

2. 中小企業振興事業費補助金の事業内容

中小企業振興事業費補助金の事業内容は、次の表のとおりです。それぞれの補助金の事業を実施するにあたって、対象とする企業については、現在の雇用者数や、新たな雇用を創出することが必要となります。

補助金名	事業内容
(1) 創業支援補助金	新たな創業や新分野への進出に伴う土地賃借料、用地造成費、工場・事務所・倉庫・付属設備等の建設費（増改築費）、機械・設備等の購入費（設置費）、創業に必要な経費に対する助成（資本金を除く）
(2) 設備投資支援補助金	土地賃借料、用地造成費、工場・倉庫・付属設備等の建設費（増改築費）、機械・工具器具及び車両等の購入費（設置費）等に対する助成（単なる既存設備の更新、営業車は除く）
(3) 雇用促進補助金	町内に住所を有する者であって、雇用保険法第4条に規定する被保険者で期間の定めなく雇用されている者であって、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者に該当しない通常の労働者である者の正規雇用に対する助成。新規学卒者を含む
(4) 観光事業補助金	I Tを活用して情報発信、集客を行うことにより、新たな観光資源を生み出す事業経費に対する助成
(5) 商店支援補助金	機械・設備等の購入費及び設置費、I Tを活用した情報発信、集客事業経費に対する助成

※1 この制度において新規学卒者とは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、小学校並びに特別支援学校における幼稚部及び小学部を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校を卒業した者で、卒業の日の属する年の6月末日までの者をいいます。

3. 中小企業振興事業費補助金の対象企業・補助対象経費・補助額

補助金名	対象企業		補助対象経費	補助額
1 創業支援補助金	町内に本社を有する企業、個人及び町内に本社を有することが確実な企業、個人で、補助金申請から3年間は事業継続の見込みがある企業、個人		創業や新分野への進出に伴う土地賃借料、用地造成費、工場・事務所・倉庫・付属設備等の建設費（増改築費）、機械・設備等の購入費（設置費）、創業に必要な経費（資本金を除く）	企業は、補助対象経費の30%以内で、町長が定める額（上限：500万円）。個人は、補助対象経費の50%以内で、町長が定める額（上限：100万円）
2 設備投資支援補助金	町内に本社を有する企業	この投資に伴い、3名～4名の者を常用雇用者とする企業	土地賃借料、用地造成費、工場・倉庫・付属設備等の建設費（増改築費）、機械・工具器具及び車両等の購入費（設置費）等（単なる既存設備の更新、営業車は除く）	補助対象経費の30%以内。（上限：3000万円）
		この投資に伴い、5名～9名の者を常用雇用者とする企業		補助対象経費の30%以内。（上限：5000万円）
		この投資に伴い、10名以上の者を常用雇用者とする企業		補助対象経費の30%以内。（上限：1億円）
	上記以外の企業	この投資に伴い、3名以上の者を常用雇用者とする企業		補助対象経費の10%以内。（上限：1000万円）
3 雇用促進補助金	町内に住所を有する者を1名以上、正規雇用者（※2）とする企業（新規学卒者を含む）		雇用者の人件費	6カ月以上雇用の正規雇用者1名につき20万円以内で、町長が定める額。（上限：1社100万円）
4 観光事業補助金	現在の常用雇用者の維持が認められる企業、個人		ITを活用して情報発信、集客を行うことにより、新たな観光資源を生み出す事業経費	補助対象経費の3分の2以内で、町長が定める額（上限：30万円）
5 商店支援補助金	現在の常用雇用者の維持が認められる企業、個人		機械・設備等の購入費及び設置費、ITを活用した情報発信、集客事業経費	補助対象経費の3分の2以内で、町長が定める額（上限：30万円）

<上記補助金についての留意事項>

- ※1 常用雇用者とは、雇用保険法に規定する被保険者で、期間の定めなく雇用されている者をいいます。
- ※2 正規雇用者とは、常用雇用者で、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者に該当しない通常の労働者である者をいいます。
- ※3 1企業あたりの補助上限額は、1億円です。
- ※4 補助金の額は予算の範囲内となります。また、補助金の額は、千円未満切り捨てです。
- ※6 町内に本社を有する企業には、企業に勤務する全従業員のうち町内の事務所又は事業所にその5割以上が勤務する企業、企業の全生産額、出荷額又は販売額のうち町内の事務所又は事業所においてその5割以上を生産、出荷又は販売する企業を含みます。この判断時期は、補助金交付申請の時期とします。

4. 中小企業振興事業費補助金の交付対象者

中小企業振興事業費補助金を受けることができる方は、次のいずれにも該当していることが必要となります。

- ① 中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者で、町内に事務所又は事業所を有しているもの。ただし、別表中創業支援補助金については町内に本社を有することが確実な企業、町内に住所を有することが確実な個人を含みます。
- ② 国税及び地方税（国民健康保険税を含む。）並びに介護保険料、水道料及び保育料等行政サービスを受けるうえで町に納付義務が発生している全ての公的な納付金を完納しているもの。

※1 中小企業基本法第2条第1項各号は、次のとおりです。

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- ① 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- ② 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- ③ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- ④ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

5. 中小企業振興事業費補助金の申請方法

(1) 雇用創出計画

- ① 補助事業者には、補助事業者が取り組む事業の内容及び当該事業に基づく雇用計画を記載した飯豊町中小企業雇用創出計画書に次に掲げる書類を添付して提出いただきます。ただし、(1)創業支援補助金、(4)観光事業補助金、(5)商工支援補助金については省略することができます。

ア 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書及び定款

イ 個人にあつては、身分証明書

ウ 国税及び地方税の納税証明書

エ 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類

オ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

カ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書

キ その他町長が必要と認める書類

（町に対して納付義務がある納付金等についての納付状況を確認することについての同意書など）

- ② 雇用創出計画は、提出日を含む年度を含めて翌々年度までを限度とします。
- ③ 提出いただいた雇用創出計画について飯豊町中小企業振興事業費補助金審査委員会において審査の上、適当と認めた場合は、その結果を補助事業者に通知します。

(2) 補助金交付申請

- ① 補助事業者には、雇用創出計画が適当と認められた後に、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して申請いただきます。ただし、(1)創業支援補助金、(4)観光事業補助金、(5)商工支援補助金について、雇用創出計画を省略する場合は補助金交付申請書に次に掲げる書類を添え申請いただきます。

- ア 事業計画書
- イ 国税及び地方税の納税証明書
- ウ 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類
- エ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- オ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書
- カ 事業の概要を示す図面、見積書及び参考図書等
- キ その他町長が必要と認める書類
(町に対して納付義務がある納付金等についての納付状況を確認することについての同意書など)

- ② 雇用創出計画書を省略する場合は、次に掲げる書類も添付いただきます。

- ア 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書及び定款
- イ 個人にあっては、身分証明書

(3) 雇用創出計画初年度の特例

- ① 雇用創出計画の初年度に係る補助金交付申請書は、雇用創出計画提出時に提出することができます。
- ② 雇用創出計画の提出と補助金交付申請書の提出が同一年度の場合における重複する書類は片方だけの提出で構いません。

(4) 雇用創出計画及び補助金交付申請書の提出先

飯豊町役場商工観光課産業連携室

住 所：〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字椿2888番地

TEL：0238-87-0523 FAX：0238-72-3827

E-mail：i-sangyo@town.iide.yamagata.jp

(5) 補助金交付申請期限

平成29年 6月16日（金）

6. 中小企業振興事業費補助金の交付の決定等

(1) 補助対象事業の決定

補助対象事業の内容や補助金の額は、飯豊町中小企業振興事業費補助金審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）において審査し、決定します。

(2) 申請者の審査委員会への出席

審査委員会の際に、補助金の申請者に出席いただき、申請内容についてご説明いただきます。

(3) 補助金交付決定の通知

補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書により、不交付を決定した場合は、不交付決定通知書により申請者に通知します。

7. 補助事業者の義務

(1) 常用雇用者の雇用の達成

中小企業振興事業費補助金の対象企業の常用雇用者の雇用については、雇用創出計画の最終年度の翌年度の年度当初までにおいて、達成しなければなりません。

なお、実施事業の内容と常用雇用者の雇用の関係が事業実施年度において達成すべきと審査委員会で判断した場合は、事業実施年度の達成を求められる場合があります。

(2) 補助事業の状況報告

補助事業者は、補助金の交付決定日から6月以内で町長が定める期日までに、補助事業状況報告書に次に掲げる書類を添えて提出いただきます。ただし、6月以内に補助事業実績報告書を提出する場合は、この状況報告を省くことができます。

ア 事業実施明細書

イ 経費の区分及び金額を確認できる書類（契約書等）

ウ 事業実施状況を撮影した写真等

エ その他町長が必要と認める書類

(3) 補助事業の実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業が完了した日から30日を経過した日または当該補助事業が完了した日の属する年度の3月27日のいずれか早い日までに提出いただきます。

ア 事業完了明細書

イ 経費の区分及び金額を確認できる書類（契約書等）

ウ 事業実施状況を撮影した写真等

エ その他町長が必要と認める書類

(4) 事業実施状況報告

補助事業者は、補助事業が完了した日の翌年度から5年間、事業実施状況報告をしていただく必要があります。

(5) 財産の管理、処分の制限

① 補助事業により取得又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用したり、譲渡したり、貸付したりするなどしてはいけません。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を経過するまでの期間）を経過した場合は、この限りではありません。

② 当該財産を処分する場合は、事前に町長の承認が必要になります。この場合において、交

付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付いただく場合があります。

8. 補助金の支払いについて

(1) 補助金の支払い

補助金は、補助事業の事業実績報告書が提出され、補助金の額が確定された後において交付されることになります。

(2) 補助金の概算払い

町長は、補助事業の遂行上必要があると認めたときは、概算払いをすることができます。概算払いすることができる額は、状況報告のあった事業の実施状況に応じた額であって、交付決定した額の2分の1の範囲内です。

9. その他

(1) 補助事業の変更承認申請

補助事業者は、補助事業の内容等を変更しようとするときは、変更承認申請をしなければなりません。

(2) 補助金の交付決定の取消、補助金の返還等

補助事業者が補助金の交付条件に違反したとき、その他補助を行うことが不適当と認められたときは、補助金の交付決定の内容の一部又は全部が取り消されたり、すでに交付された補助金の全部または一部を返還しなければならない場合があります。

(3) 補助事業の承継

補助事業者に合併、譲渡その他の変更事由が生じた場合で、町内において工場、機械及び設備等が引き続き補助事業の用に供されている場合は、当該承継者が補助金に関する一切のことについて承継するものとし、当該承継者は、承継の事実を町長に報告しなければなりません。

10. 問合せ先・申請先

飯豊町役場商工観光課産業連携室

住 所：〒999-0696

山形県西置賜郡飯豊町大字椿2888番地

TEL：0238-87-0523

FAX：0238-72-3827

E-mail：i-sangyo@town.iide.yamagata.jp